

Press Release

徳 島 労 働 局 発 表 令和3年 10 月 27 日

担 徳島労働局労働基準部監督課 監督 課長 五十嵐勇樹

監察監督官 四宮 功章 電話 088-652-9163

「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施します

働き方改革推進企業への労働局長の訪問や

~ 過重労働相談受付集中週間・休日の特別労働相談などを実施します

徳島労働局(局長 伊藤浩之)では、過労死等を防止し、仕事と生活を調和させ、 健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指し、過重労働などの解消に 向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

このキャンペーンは過労死等防止対策推進法に基づく「**過労死等防止啓発月間」** の一環として実施するもので、以下の取組等を行います。

ベスト プラクティス企業

労働局長によるベストプラクティス企業への訪問 【報道関係者に公開します。】

電話相談

過重労働相談受付集中期間の設定(10/31~11/6) 過重労働解消相談ダイヤル(全国一斉 11/6土曜日)

重点監督

長時間にわたる過重労働や賃金不払残業などの解消及び 過重労働による健康障害の防止を図るための監督指導

セミナー等

「過重労働解消のためのセミナー」及び 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

添付資料

資料 令和3年度過重労働解消キャンペーンの概要

リーフレット1「過重労働解消キャンペーン」

リーフレット2 「過労死等防止対策推進シンポジウム」

リーフレット3「過重労働解消のためのセミナー」

令和3年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

令和3年11月の1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 労働局長がベストプラクティス企業へ職場訪問します

「働き方改革」の実行・実現のため、時間外労働の削減等に積極的に取り組む、 県内に本社機能を有する企業を労働局長が訪問し、その改善のための取組や進捗状 況などを伺います。

(報道機関にも公開します。訪問事業場、実施日時等詳細が決まり次第、別途 公表します。)

(3) 過重労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間労働が疑われる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に 係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

(4) 相談受付集中週間や全国一斉の休日電話相談などにより相談に対応します

ア 過重労働相談受付集中週間

10月31日(日)から11月6日(土)までを過重労働相談受付集中週間と設定し、徳島労働局、各労働基準監督署等の相談窓口において、過重労働が疑われる相談を積極的に受け付けています。

イ 過重労働解消相談ダイヤル

11月6日(土)を特別相談受付日と設定し、フリーダイヤルにより全国一斉の休日無料相談を実施し、労働局の担当官が相談に対する助言・指導を行います。

● 過重労働解消相談ダイヤル

電話番号 <u>0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3</u> 実施日時 **令和3年11月6日(土)** 9:00~17:00

ウ 過重労働相談受付集中週間や過重労働解消相談ダイヤル以外でも、相談や情報提供を、随時、受け付けています。

- 徳島労働局、各労働基準監督署(開庁時間 平日8:30~17:15)
- 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に無料で相談を受け付けています。

電話番号 0120-811-610 受付時間 月~金17:00~22:00

土・目9:00~21:00

http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/1p/hotline/

● 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_rou dou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します。

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

(6)「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めるため、専門 家による講演による過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

- 実施日時 令和3年11月18日(木)13:00~15:10
- 場所 徳島大学 地域連携プラザ2階 けやきホール

(詳細は本日の発表文「**「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。**」 及び添付2のリーフレットをご覧ください。)

(7)「過重労働解消のためのセミナー」を開催します。【委託事業】

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から 12月を中心に、会場またはオンラインにより開催します。

無料でどなたでも参加できます。

専用 web サイトからお申し込みください。

http://kajyu-kaisyou-lec.com

(詳細は、添付3のリーフレットをご覧ください。)



お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や 右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付け ていますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

月~金 17:00~22:00 土日·祝日 9:00~21:00

「特別労働相談」を実施します!

無料 過重労働解消相談ダイヤル 0120-794-全国ECIDOC TEANING TEATURE (ARP-IN-747-) YEE A TON HIE STOR HE STOR

特別労働相談受付日

→ 和3年 11月6日母 9:00~17:00



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



时间外,外口刀倒时间

上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の 考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、 労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

- 3. 重点監督を実施します。
 - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

なくしましょう 長い残業

担当官が相談に対応します。 実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00 0120-794-713

過重労働による健康障害を防止するために*2

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ●労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、 臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守ら なければなりません。
- ●時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。



②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針 | (平成30年9月、厚生労働省)

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ●健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ●長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ●労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3

1

職場風土を改革しましょう。

2

適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。 3

労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

- ■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)
- ■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) 0120-811-610 月~金 17:00~22:00 土日・祝日 9:00~21:00

オンライン で開催!!

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、 過重労働解消のためのセミナー を実施します!



01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労 死等を防止することの重要性について自覚を促し、これ に対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労 死等防止啓発月間 |と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。 また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。 (※無料でどなたでも参加できます。) 開催会場によって開催日時やプログラムは異なります ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

√ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!



「しわ寄せ」防止特設サイト

https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/





過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって

多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、









毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時

2021年11月18日(木)

13:00~15:10 (受付12:30~)

会場

徳島大学 地域連携プラザ 2F 地域連携大ホール (けやきホール)

(徳島市南常三島町1丁日1番地)

基調講演

「過労死の実情と

求められる防止策」

八王子合同法律事務所東京過労死弁護団幹事長

尾林 芳匡氏

※感染症拡大の状況により会場が変更になります。 変更があった場合には、事務局よりご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。 参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

|過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

主催:厚生労働省後援:徳島県、徳島市

協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議



スマートフォンで QRコードを 読み込んで下さい。

徳 島会場

「プログラム」

[基調講演]

「過労死の実情と求められる防止策」

尾林 芳匡氏

(八王子合同法律事務所・東京過労死弁護団幹事長)

[徳島労働局からの報告]

「過労死遺族の声」

会場のご案内

※感染症拡大の状況により会場が変更になります。 変更があった場合には、事務局よりご連絡いたします。

徳島大学 地域連携プラザ 2F 地域連携大ホール (けやきホール)

(徳島市南常三島町1丁目1番地)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により、 会場を変更する場合があります。(予備会場: アスティとくしま 第2特別会議室) 必ず、事前申し込みをお願いします。尚、定員になり次第 締め切りさせていただきますのでご了承ください。
- ▶会場変更の場合は、電話、FAX またはメールでご連絡いたします。
- ▶申し込みは Web または FAX でお願いします。 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。

尾林 芳匡氏

八王子合同法律事務所 東京過労死弁護団幹事長

1961年4

東京大学法学部卒業(菅野和夫「公共部門労働法」ゼミ) 1990年弁護士

過労死弁護団全国連絡会議幹事、東京過労死弁護団幹事長 日本労働弁護団常任幹事

主要著書·論文】

「過労死をなくすために」(「平和と人権の時代を拓く」所収・日本評論社・2004年) 「採石工場プラント主任の過労死に労災認定」(季刊労働者の権利2002年) 「労働条件切り下げのための子会社への営業譲渡」(労働法律旬報労働法律旬報 1514号・2001年)

「Q&A自治体アウトソーシング」(共編・自治体研究社・2004年)

「自治体の外部化と公務労働の行方」(「公務員制度の変質と公務労働」所収・自治体研究社・2005年)

「東京都立4大学の地方独立行政法人化」(自治と分権第17号・2004年)



●Webからの申し込み: 以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。 https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

過労死等防止対策推進シンポジウム



- ●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523
- ●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンで QRコードを 読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

| □ 経営者 [| □に √ をお願いいたします。 □ 会社員 □ 公務員 □ 団体職員 務士 □ パート・アルバイト □ 学生 | □ 教職員 □ 医療関係者 □ 過労死家族 | □ 弁護士 |
|---|---|--------------------------|-------|
| お名前 | - ふりがな | ふりがな | |
| 5名以上のお申込みは、 別紙(様式自由)にて FAXしてください。 | ふりがな | ふりがな | |
| 連絡先 | ●TEL: ●FA | /Χ: | |
| 连帕儿 | ●E-mail: | | |
| 企業·団体名 | | | |

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。



令和3年度 厚生労働省委託事業

働

参加曹

各回定員約100名 事前予約制







オンラインセミナー:55回開催
※オンラインセミナーとは、インターネット上で行うセミナーです。

会場開催:5都市で開催 (札幌・東京・名古屋・大阪・福岡)

詳しくは裏面へ

受講対象者

事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー内容

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令 |
- 事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例
- 陥りがちな違法行為・裁判事例

など

セミナー時間: 2時間30分

申込方法

専用webサイトへ

LEC 過重労働解消



https://kajyu-kaisyou-lec.com

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。 無断で第三者に提供することはありません。

お問い合わせは

■ ■ 東京リーガルマインド 過重労働解消のためのセミナー事務局

「過重労働解消のためのセミナー」 令和3年度 厚生労働省委託事業



オンラインセミナー開催

[開催時間] AM開催 9:30~12:00 PM開催 13:30~16:00

9月

September

| [22] | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | ± |
|------|------------|--------------|------------|------------|------------|----------|
| 29 | 30 | 31 | 1 PM開催 | 2 PM開催 | 3 PM開催 | 4 |
| 5 | 6 PM開催 | 7 AM開催 | 8 PM開催 | 9 AM開催 | 10 PM開催 | 11 |
| 12 | 13 | 14 AM開催 | 15 PM開催 | 16 AM開催 | 17 PM開催 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 AM開催 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 PM## | 28 (AM開催) | 29 PM## | 30 PM## | 1 | 2 |

10月

| Cotobol | | | | | | |
|---------|-------------|--------------|------------|-------------|------------|-------|
| 土 | 金 | 木 | 水 | 火 | 月 | |
| 2 | 1 AM開催 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 |
| 9 | 8 PM開催 | 7 (AM開催) | 6 PM開催 | 5 AM開催 | 4 | 3 |
| 16 | 15 PMIII | 14 AM開催 | 13 PM## | 12 | 11 | 10 |
| 23 | 22 PM開催 | 21 AM開催 | 20 PM開催 | 19 AM開催 | 18 PM## | 17 |
| 30 | 29 PM## | 28 (AM開催) | 27 PM開催 | 26 (AM開催 | 25 | 24/31 |

11月

November

| | | | | | 110 | VOITIDOI |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|----------|
| 8 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | ± |
| 31 | 1 | 2 AM開催 | 3 | 4 | 5 PM開催 | 6 |
| 7 | 8 PM開催 | 9 AM開催 | 10 PM開催 | 11 AM開催 | 12 PM開催 | 13 |
| 14 | 15 | 16 AM開催 | 17 PM開催 | 18 AM開催 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 AM開催 | 26 | 27 |
| 28 | 29 PM開催 | 30 AM開催 | 1 | 2 | 3 | 4 |

12月

December

| 固 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|------------|-------------|-----------|-----------|----|----|
| 28 | 29 | 30 | 1 PM開催 | 2 AM開催 | 3 | 4 |
| 5 | 6 PM開催 | 7 (AM開催) | 8 PM開催 | 9 AM開催 | 10 | 11 |
| 12 | 13 PM開催 | 14 AM開催 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 1 |

● 申込受付後、メールでウェブ会議システムZoomのURLを送付させていただきます。

会場開催 日程

| 開催日 | 開催者 | 市名 | 会場 |
|-----------------------|-------|------|---------------|
| 11月19日(金) 13:30~16:00 | 大 阪 府 | 大阪市 | 大阪市立住まい情報センター |
| 11月26日(金) 13:30~16:00 | 福岡県 | 福岡市 | 天神クリスタルビル |
| 12月 3日(金) 13:30~16:00 | 北 海 道 | 札幌市 | 札幌国際ビル |
| 12月10日(金) 13:30~16:00 | 愛知県 | 名古屋市 | ウィンクあいち |
| 12月15日(水) 13:30~16:00 | 東京都 | 中央区 | 東京証券会館 |

● 新型コロナウイルス感染防止のため、各会場ごとで参加人数を制限させて頂きますので、ご了承ください。

キャラクター「たしかめたん」

「過重労働解消のためのセミナー」参加のお申込は



LEC 過重労働解消



※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。 無断で第三者に提供することはありません。

https://kajyu-kaisyou-lec.com